

《商事法研究会報告(第6回)》

小規模閉鎖会社における取締役の報酬と株主総会決議—取締役の報酬にかかる最近の判例の動向について

藤村 知己

一 報酬規制と最近の動向

小規模閉鎖会社においては、取締役の報酬はブラックボックスとなっており、これらの会社において多くは、代表取締役はオーナー経営者であり、同族経営の下で所有と経営の一致が見られ、報酬の決定権はもっぱらオーナー経営者の支配権の源泉ともなっている。

小規模閉鎖株式会社に関する会社法規制は、平成一七年の会社法改正で大幅な変更がなされ、報酬に関連する部分においても、影響は少なくない。

二 取締役の報酬

取締役の報酬について規制する会社法三六一一条は、報酬等について、その名称を問わず、取締役が職務執行の対価として支給されるものであり、報酬とされるものについては株主総会の承認が必要とされる。したがって、株主総会において報酬額が決定されていない場合においては、取締役の具体的

な報酬請求権は発生しないとされる(最判平成一五年二月二一日金融法務事情一六八一号三一頁)。

このことを奇貨として、一方では、取締役からの具体的な報酬請求権の行使に際して、代表取締役が株主総会の決議を経ないことを理由に報酬請求を認めないことがある。もとより、株主総会自体が開催されていないのであるから、違法な状況を盾に本来支給を受けるべきものが適正な支給を得られないとするならば信義上の公正さが阻害される。

この場合、株主全員の同意または実質的な株主全員の同意をもって株主総会の承認があったことと同視して、取締役に報酬請求権を認めるとする(全員の同意について、東京地裁平成三二二二六判例時報一四三五号一三四頁)。また、報酬について株主総会の承認がない場合に、取締役は会社に対して不当利得(民七〇三条)として適正な報酬額を請求できるとする(弥永「役員報酬の返上、減額不支給を巡る一考察」筑波法政一六号一九九三年五一頁)。

取締役に對する報酬は、報酬総額が株主総会で決定され、その枠内において、取締役会において、(あるいは、取締役会において代表取締役への再委任により)各取締役への配分が具体的に決定され、それを月割りで支給することとなるのが一般である。

我が国において取締役への就任にかかる委任契約としての取締役の報酬額については、就任契約において確定的に発生

しており、これを前提として任期中において支給されること

とする本来の支給環境とは異なるのが実態である。多くの場合、就任に際して、取締役としての任務と責任を負うことの認識はあるとしても、実際に支給される報酬総額や毎月の支給額については就任の際には不知のままであるのが通常である(三村治「役員報酬の法律と実務」二〇頁商事法務研究会一九八二年)。

取締役は、就任に際して一定額の支給を期待しているが、就任後、実際の支給通知を受けて、初めて委任契約に伴う対価額を確認することが現実である。

したがって、委任契約として本来あるべき、委任された職務と報酬の対価性の原則が維持されていないこととなる。このことから、しばしば、取締役に對して、一方的な報酬額の変更が行われることなど、報酬のあり方が問われることも少なくない。

会社法上、当該取締役の具体的な報酬の額が就任時決定されたときは、会社と当該取締役との間の報酬の特約における額が確定することとなり、在任期間中その支給額を受ける権利を有するものとなる(三村 前掲八三頁)。

会社法は、原則、任期二年としており、この間の報酬額は確定額になり、一方的な減額は許されない。閉鎖会社においては、取締役の任期を最長一〇年とすることができる(会三三三二)が、この場合でも、このことは維持されるものと

なるされる。

三 個別の取締役への支給決定と報酬請求権

問題は、株主総会において報酬総額が定められ、その枠内で、特定の取締役に對して高額の報酬が支給される場合である。株主総会で支給総額が決議されている以上、その枠内での配分は、取締役あるいは取締役会の自治に任されるべきものと解すれば、経営断原則の適用を受けるものであり、個々の取締役に對する報酬額の決定と支給自体は、取締役会の決定において支給される限り問題とならない(この場合、取締役会の決定がなければ、この取締役に對して具体的な報酬請求権は発生しないとされる)。

しかし、株主総会での総額の決定が、取締役に對してフルハンドを与えたものではなく、各々取締役に對して職務・職位にふさわしい適正な額を支給すべきことを求めた上での承認であったはずであり、取締役に對して、これに答える義務があることを強調すれば、適切ではない報酬額の決定と支給は忠実義務・善管注意義務に抵触することになる。この立場は、取締役に對して、個々の取締役報酬決定について、株主総会の了解にもかかわらず当該取締役と会社との間には利益相反があると(田中誠二「全訂会社法上」四八一頁)。

株主総会の決議において報酬総額が決定され、個々の取締

役に対しての配分を決定するということになると、総額の枠内でのぶんどり合戦ともなり、各取締役間には利害の衝突があり、その意味において、適切な支給が取締役会の決定にすることが求められることになる（取締役会が法定される以前の大審院判例では、株主総会において報酬総額の決定のみがなされた場合、個々の取締役の報酬決定は取締役会の多数決で決定すべきとする。大審院判決 昭和七年六月一〇日 民集一二巻一三六頁一三六五頁）。

四 代表取締役への一任（再委任）

株主総会で取締役への報酬総額が決定され、個々の取締役への具体的な報酬額の決定に際しては取締役会の決定によるが、その決定を代表取締役に一任ができるのである。判例はこれを認める（名古屋高裁金沢支部昭和二十九年一月二二日下級民集五巻二一号一九〇二頁）。大規模会社の場合には、一般的には役員報酬規定が整備され、恣意的な支給決定はなされにくいであろうが、小規模閉鎖会社においては、詳細な規定も置かれず、ワンマン代表取締役による一方的決定も少なくないと思われる。

五 閉鎖会社における報酬の過大支給と恣意的減額・不支給

取締役への報酬の支給総額が株主総会で承認され、取締役会の決定に基づき、個々の取締役が就任に際して受任者とし

ての報酬が確定し、実際の支給がこのことを前提に行われていけば、適正な報酬が支給されているはずである。その前提として、ガバナンスの機能した株主総会の承認を得ていることにより、抑制された適正な報酬が支給が求められているはずである。

しかし、小規模閉鎖会社においては、株主総会を通じたガバナンスは必ずしも適切に機能していないことから、適切ではない報酬が支給されることも少なくない。一方では、過大な報酬の支給がなされている（高額報酬については、株主総会の決定額の枠内での支給である限り、問題とならないが、税法が会社規模に不相当な高額報酬については損金としての処理を認めないなどの取り扱いをしていることは、小規模閉鎖企業において高額報酬の実態があることを推察される）。

また一方では、支給を受けないことや、就任中において支給額が一方的に変更がなされるなど報酬の支給を取り巻く問題は少なくない。株主総会において、決議された支給総額の決定の枠内である限り、個々の取締役に對する支給額の変更は、その旨のルールが事前に了知されている限り、直ちに会社法上の問題は生じないが、一人会社や同族会社のように株主総会が形骸化している実態の中では、歯止めのない恣意的な支給も起こりうる。

さらには、取締役とこれに対する報酬支給自体が本来の業務執行とその対価としての意味を持たない、「業務執行の対

「価」ではない報酬支給、いわば、報酬制度の乱用も少なくな
い。本来、利益分配として行うべきものであるにもかかわら
ず、取締役の報酬として支給する形を取ったり、実質的な債
権の担保として報酬として支給するなど、本来、業務執行の
対価でないものにおいて報酬として支給する形を取ること
も少なくない。これらが、税務上の対応のためとして利用され
ている面もある。

六 株主総会の総額規制を超えた支給

株主総会の承認枠を超えた報酬支給を行った場合には、会
社には損害が発生しており、支給した代表取締役は法令違反
があり、任務懈怠により、会社に対して損害賠償責任を負
うこととなる（会四三三條）。この支給が取締役会の決議に基
づけば、これに賛成した取締役も同様である。また、当該支
給を受けた取締役は、超えた額は、取締役への報酬とは見な
されず、不当利得となり返還が求められる。なお、故意に代
表取締役が、所定の報酬額を超えて、自らに報酬を支給した
場合には、当該代表取締役は、業務上横領債を構成すると
もに、他の取締役に對して、これを行った場合には、特別背
任罪を構成することとなるとされる（三村 前掲五〇頁）。

七 一方的な支給条件の変更・不支給・減額支給

任期中の役職の変更に伴う報酬の変更について、具体的な

役員報酬規程等の規定を置く場合にはその旨が定められてい
ることが多い。そのような報酬規定が定められていない場合
であっても、大規模会社では、取締役の員数が多く、役職・
地位の変更に伴う報酬の変更を頻繁に見ることができ、就任
に際して、慣行として、そのような変更・改定がなされてい
ることを了知した上での就任であり、具体的な規定・説明が
なくても就任に際して黙示の同意があったと認めるべきとす
る（判例：東京地判平成二年四月二〇日判時一三五〇号一三八
頁）。

これに對して、小規模閉鎖会社では、その多くは具体的な
報酬規定を持たず、役員の変動も少ないことから、取締役就
任に当たって事前にそのようなことを了知することは困難で
ある。その一方で、取締役の選・解任のための株主総会開催
が容易であること、また、大株主の意思が取締役の選・解任
や人事に直接反映しやすいことなどからも、一方的な減額変
更を認めることは問題が生じる。本来、取締役に期待されて
いる代表取締役・他の取締役に對する監視・監督機能の合理
的な行使を期待することからも、適切な監視・監督権限行使
を困難ならしめる圧力の源泉ともなる減額・変更をすること
は慎重であるべきである（名古屋地判平成九年一月二一日）。

なお、従来の取締役の報酬の一方的減額変更にかかる判決
は、取締役の任期が原則二年の原則の下でのものであり、こ
れらの判決は、現行の会社法において、閉鎖会社においては

定款で任期を一〇年まで伸張できるとすることを想定しておらず、長期にわたる任期を定款で規定する場合において現行会社法の下での判断が従来判決と同様なものとなるかは明確ではない。会社法三六〇条は残任期間のある取締役の解任に際しては、残任期間に対応する損害賠償を認めることとの均衡においても、一方的減額変更は認められるべきでないとするが、一〇年間の任期をどのように評価すべきであろうか（前掲江頭 四一〇頁）。

八 名目的取締役としての就任と無償の就任

会社と取締役との法的関係は、民法上の委任（会三三〇条）とされ、原則無償であるが、営利企業たる会社の取締役の報酬は、通常、報酬を受けることが明示または黙示で特約されている。会社法の下でも、従前からの会社も含めて、多くの株式会社が取締役会設置会社として三名以上の取締役を置いているが、オーナー以外の取締役は名目的な就任であり、その取締役会は実質的な会議体としての意思決定をおよび業務執行機関としての機能を果たしていないことも少なくない。この場合、名目的な就任であるからとして無報酬が認められるか否かが問題となる。

現実には、小規模閉鎖会社において、極めて低額な報酬やあるいは無報酬にも関わらず取締役に就任しているケースも少なくない。この場合、対価の支給を受けないことを了承の

上での就任をする理由があるはずである。その理由は、名目的な就任であること、経営にはタッチしないことが了解された上で、実質的経営者たる代表取締役から求められ就任したものとといえるであろう。

九 最近の判例

このような前提の下で、最近の小規模閉鎖会社における報酬支給にかかる平成一七年会社法改正の時点以降の判例の動向から検討する。

判例1

株主総会において報酬支給決議の目的がもっぱら税務上のものである場合と具体的な報酬請求権 東京地裁平成二四年九月二八日判決 平成二三年（ワ）第一八三二一号 役員報酬請求事件

事案の概要

1 本件は、取締役であった原告が、被告会社に対し、平成二一年一月分から同年八月分までの未払の報酬合計二四〇万円の支払を求める事案である。これに対し被告は、原告の取締役報酬については株主総会決議がないとしてこれを争った。

2 被告会社は、被告代表者及び原告等が出資して設立された特例有限会社であり、設立時における社員は、被告代表

者、原告、ほか親族二名であった。被告の会社成立前の社員総会において、取締役の報酬総額は年額二〇〇万円以内とし、具体的な報酬金額は取締役会に一任する旨が決議された。

3 原告は、平成二二年八月五日に解任されるまで、被告の取締役であったが、平成一七年ころ鬱病に罹患してからは、具体的な業務に従事することはなかった。また原告は、現実に取締役報酬を受領したことは一度もなく、被告会社において、原告の取締役報酬についての定款の定めも株主総会決議もなかった。

4 しかし、原告の平成二一年分源泉徴収票及び所得税の確定申告書においては、被告からの役員報酬として二四〇万円と記載されているなど、税務処理上は被告会社から取締役報酬を得ているとの前提での処理がされていた。

5 平成二一年九月一〇日に開催された被告の株主総会において、原告の役員報酬を平成二一年九月分より月額三〇万円から〇円にするとの決議がされた。この決議は税務対策上の処理として行われたもので、この総会には、全ての株主が出席した。

6 原告の主張は、税務上、平成二一年分の支給があったとされる一月分から同年八月の報酬額について、株主総会で決議された報酬額、つまり、報酬を無償とする九月以前の三〇万円とする旨の決議がなされた同年一月から八月分ま

での合計二四〇万円の支給を求めるものであった。

7 争点は、株主総会決議において、「それ以前の報酬を三〇万円とされるものを無償と改める」旨の決議が、その決議以前の三〇万円の報酬請求権の前提となる会社法三六一条一項の株主総会決議に代わるものといえるか。また、株主総会の決議がないとしても、会社法三六一条一項の株主総会決議に代わる全株主の同意があったものと認められるか。の二点である。

判旨

「株主総会決議もなかった：：から、原則として、原告の被告に対する具体的な取締役報酬請求権は発生しない。」。また、平成二一年九月一日の株主総会決議については「：：この決議は、同年八月以前の原告の取締役報酬が月額三〇万円であることを前提とする内容ではあるものの、あくまでも同年九月以降の原告の取締役報酬を〇円とすることを決議したものであって、：：以前の原告の取締役報酬について、月額三〇万円とすることを事後的に承認する趣旨までも含むものと解することはできない。」。また、被告会社の株主でもある原告が、取締役に就任後、現実に取締役報酬を受領したことは一度もなく、自らの取締役としての報酬の認識自体がなかったというのであり、税務処理上、自己に取締役報酬が支払われているものと扱われていたことを知ったからというのであり、「このような認識しか有していないものである以

上、原告の取締役報酬について被告の全株主の同意があつたと認めることはできない。」として請求を棄却した。

検討

特例有限会社社の規定は、機関構成および任期について、従前の有限会社法と同様であり、取締役および監査役以外の設置は認められず(整備法一七条一二項)、任期についても会社法三三二条の制限の適用除外とされ(整備法一八条)、任期の制限はない。

総会の決議があれば、取締役には報酬請求権が発生する。従つて、仮にこの報酬額決定の決議が、税務処理上のものあつたとしても、決議自体は個別取締役の報酬額決定の決議であり、本来、当該取締役には報酬請求権があるというべきであろう。この決議が税務処理のためであり、税務上の処理において支給されたこととしていることを知ったことなどから請求したものであり、原告の置かれた状況(元々、離婚に伴う紛争の一環である)および信義則から、報酬請求権を認めなかつたものである。

しかし、総会決議により、個別取締役の報酬月額として具体的な金額を決議しており、本来、原告には報酬請求権が生じたところであろう。また、取締役の報酬は、有償が原則であり、無償とすることは、相当とはいえない。この決議が、事後の報酬額決定であつても同様であろう。もつとも、特例有限会社においては、任期の定めがなく、いつから三〇万円

とされるべきか問題が生じる。

判例2

取締役の報酬と任期中の解任に伴う経済的損失の賠償
横濱地方裁判所平成二四年七月二〇日判決 平成二三(ワ)第一三一〇号 損害賠償請求事件

事実の概要

1 被告の取締役であつた原告が取締役の任期について、定款で、一〇年とすると定められており、原告の任期は平成三〇年四月までであつたにもかかわらず、平成二二年一月三十一日に取締役を解任されたとして、会社法三三九条二項に基づき、解任により生じた損害の賠償を求めたものである。

2 これに対して、被告は、原告は取締役就任してポウリング事業を担当したのであり、同事業の収益があがるよう努力すべきところ、同事業の売上げは七万円に過ぎず、経営能力がなかつたとし、解任したのには正当な理由があつたとして拒否した。

判旨

原告は、解任前、解任された場合に被告代表者に対して不当な解任であることを理由に損害の賠償を求めるとの意思表示も意図的に差し控えており、「そのような態度から、被告代表者が、原告が辞任に応じたものと信じ対応するであろう

ことを承知しながら、被告による原告の解任手続き後、不当解任であると主張するような対応をとったものというほかはないのであって、そのような原告が本件請求をするのは信義に反し、許されない。」

「また、原告には…ボウリング事業を展開していくだけの能力がなかった」として、解任するについては正当な理由があったとして原告の請求棄却の判決をした。

検討

定款で任期一〇年と定めた株式会社において、任期途中で解任された者に対しての残任期間の損害賠償が、二年とされていた従前の場合と同様に、残任期間において損害額の支給が求められるか否か、減額等の可能性の判断が注目されるものである。現在の判例の流れからは、三三九条二項の原則通り残任期間に対する損害賠償とする従来からの対応が支持されると思われるが、具体的な一〇年の任期を前提する残任期間の報酬額を請求する事件として注目される。もともと、判決は、残任期間の損害賠償については言及していない。本件においては、原告を任期中に解任することについて、被告を別件で訴えるなど、被告代表者を、翻弄する態度を見せており、これらの対応から、原告が本件請求をするのは信義に反し、許されないとする。

判例3

株主総会決議と名目的取締役の具体的報酬請求権

東京地裁平成二四年三月二八日判決平成二三年（ワ）第四〇七八一号 取締役報酬請求事件

事案の概要

1 本件は、被告会社の取締役であった原告が、被告会社に対し、同社取締役在任中の報酬の支払を求めた事案である。被告は、①原告の報酬に関する定款の定め又は株主総会決議がない、②原告は名目上の取締役であり、取締役としての職務を執行していた事実はないと主張して、原告の請求を争った。

2 被告会社の株主は、代表者であるB一人である。原告は、被告の設立時から平成二三年一月九日に辞任するまで取締役の地位にあった。被告においては、原告の取締役報酬の額を定める株主総会決議がされたことはない。

3 原告の主張は、株主総会決議はないが、これは、被告の手落ちであり、この手落ちについての不利益を原告に強いるのは信義則に反する。また、代表者であるBが報酬を得ているのに、原告に報酬が支払われないのは不当であるとする。

4 被告の主張は、原告は、名目的な取締役にすぎず、取締役としての職務を執行したことは一切ない。また、株主総会で原告の報酬が決議されたことはないとした。

判決の要旨

請求棄却 「株主総会決議がないことは原告の自認するところである。また、唯一の株主であるBが、原告の取締役報酬を定めたことをうかがわせる証拠もない。したがって、原告に具体的な取締役報酬請求権が発生しない。」 「なお、たとえ代表者であるBについては株主総会決議を経ずに報酬が支払われているとしても、このことから原告にも報酬請求権が発生するというにはならない。」

検討

本判決は、従来からの最高裁判例を踏襲するもので、株主総会決議において決議されていない以上支給し得ないとする。また、これと同視できる株主全員の同意も認められないとする。取締役の報酬支給は株主総会の決議が条件とされるが、一方で、取締役は、対会社との関係において、委任契約であるが、有償が原則とされ、名目的取締役であるから無償とすることが当然とすることに問題ある。名目的取締役であっても、取締役としての監視監督義務があり、これを果たさなかった場合には、善管注意義務が問われ、損害賠償責任を負わされることから、安易に、無償とすることには問題があるであろう。

判例4

報酬支給名目の不当な高額報酬

東京地裁平成二四年二月二八日判決平成二三年(ワ)第一一七五四号 損害賠償請求事件

事実の概要

- 1 不動産の賃貸、管理等を業とする原告が、原告の代表取締役であった被告に対し、役員報酬名目で違法に金員が支払われたとして、支払に係る金員相当額の支払を求めた。
- 2 原告は、民事再生手続中の株式会社である。被告は、原告の代表取締役の地位にあったが、平成二二年七月二六日、原告の取締役及び代表取締役を辞任した。
- 3 平成一九年六月二一日付け定時株主総会において、原告の取締役の報酬等の総額を年額三六〇〇万円以内とする旨の決議がされたが、原告会社は、被告に対して、平成二〇年七月から平成二二年七月までの二五か月間に、役員報酬の名目の下に、総額二億円(月額八〇〇万円)を支払った。
- 4 原告会社の株式は 全株式を親会社が保有しており、被告は、親会社の創業者・筆頭株主で、代表取締役の地位にあったが、平成二〇年三月四日に代表取締役を辞任し、同年六月二六日に取締役を辞任した。
- 5 原告の主張は、本件支払いは、年額(九六〇〇万円)が原告の年間売上高をも超えるなど、役員報酬としては不当に過大で不合理なものである。本件支払いを決定した当時の原告の代表取締役である被告には、原告の取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反がある。また、本

件支払いは、役員報酬として仮装されているが、法律上の原因に基づくものではない。従って、本件支払いに係る利得金返還請求権を有する。

6 被告の主張は、原告の平成一九年六月二日付け株主総会において、役員報酬等の額を年額三六〇〇万円以内とする旨の決議がされ、原告の平成二〇年六月一九日付け取締役会において、被告に対する役員報酬を年額一五〇〇万円とする旨の決議がされた。したがって、被告は原告に対して月額にして一二五万円の役員報酬請求権を有しており、その二五か月分三一二五万円については、損害賠償請求権は成立しない。また、同三一二五万円は、上記各決議に基づく二五か月分の被告の役員報酬であり、被告が不当に利得したのではない。

判旨

「その全額を法律上の原因なく利得したものと見えるから、本件支払いはその全額が被告の不当利得となり、これについて原告の被告に対する利得金返還請求権が成立する。」

検討

平成一九年六月二日付け定時株主総会における取締役の報酬等の総額についての決議は、個々の取締役の報酬額の決定を後の取締役会に委ねる趣旨であると解するのが合理的であるとする。したがって各取締役の具体的報酬は、委任を受けた取締役会の決定により確定するのであって、本件のよう

に取締役会が開催されていない状況においては、代表取締役による報酬の支給は違法であり、受領した取締役には不当利得による返還義務があるとす。小規模閉鎖会社においては、株主総会はもとより取締役会すら開催されていないことが少なくない。報酬に関しては、一度株主総会で決定された範囲内であれば、その後、その枠内での支給には毎年の総会の承認の必要はない。しかし、その総会決議が具体的な支給金額の決定を取締役にゆだねた場合には、取締役会の了解が必要となるが、これも、一度取締役会において個々の支給金額を確定すれば、その後、その金額での支給であれば取締役会の決定は必要ないのであろうか。

判例5

登記簿上の取締役の報酬請求権—貸金債権の担保として、取締役の報酬を支給する旨の約束

東京地裁平成二四年二月二八日判決、平成二三年（ワ）第三一八〇二号 取締役報酬請求事件

事案の概要

1 原告は、平成一八年二月二〇日に被告会社の取締役に就任し、同年一月末日に辞任した。代表取締役Bは、平成一七年二月、原告に対して、月額一〇万円の取締役報酬を支払うことを約し、また、平成一八年二月、原告に対して、爾後の取締役報酬を毎月一〇万円から毎月四〇万円に

増額することを約した。Bは、被告の唯一の株主であり、実質的に一人で株主総会決議を行うことができるから、原告に対する取締役報酬について株主総会決議があるといえるとした。

2 原告が取締役に就任して報酬を受領するとの約束は、原告のBに対する貸金債権の返済を担保することが目的で行われたものである。原告は、原告が被告の取締役に就任して報酬を受領するという内容の担保設定取引ないし申入れを信頼した者であり、取引関係において相手方を信頼した第三者として、表見法理によって取引の安全が図られるべき立場にあると主張し、被告に対し、委任契約に基づき、平成一八年二月から同年一二月までの取締役報酬から既払金を控除した残額である三二一萬一〇〇〇円の支払を求めた。

判旨

Bが唯一の株主であるとする主張については、「…平成一七年一二月八日、平成一八年二月二〇日のいずれの時点においても…においてBが被告の唯一の株主であったとはいえない。」として、原告の請求を棄却したものである。

検討

実態が貸金債権の対価として受領するとの約束の下で取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受けるもので、財産上の利益のうち額が確定しているものについ

ては、定款又は株主総会決議をもってその額を定めなければならぬ(会社法三三六一条一項)。原告は、取締役就任の目的がもつぱら、貸金債権の対価であり、本来の業務執行上のものではないことは、業務執行としての委任契約上の対価としての報酬とはいえない面がある。

原告が取締役に就任して報酬を受領するとの約束は、原告のBに対する貸金債権の返済を担保することが目的で行われたものであるとしても、原告は、原告が被告の取締役に就任して求める本件請求は、定額で支給される取締役報酬として支払を求めるものであるから、その額を株主総会決議をもって定めなければならないこととなるが、原告の取締役報酬の額を定める定款の定め又は株主総会決議が存在しない以上請求し得ないとする。

判例6

株主総会の決議を経ない取締役への報酬支給とこれを理由とする返還請求

東京地方裁判所判決平成二二年三月一七日 平成二二(ワ)第二五二七七号 賃金等請求事件

事案の概要

1 被告会社は、従業員四名の小規模閉鎖株式会社である。原告Aは、平成一九年一二月一日付で被告会社の取締役に就任したが、報酬額は、月額金四五万円であった。

2 被告会社は、原告Aに対し、自宅待機を命じたが、被告会社の事情によるものであり、取締役就任以後、自宅待機中に至る期間の取締役としての報酬は支給されていなかった。原告Aは、同年五月十五日付けで被告会社の取締役を辞任した。

3 このため原告Aは、被告会社に対し、自宅待機中を含め取締役としての委任契約に基づき、役員報酬六六七万五〇〇円の支払いを求めたものである。

4 原告Aは、被告会社の代表取締役である被告Dから依頼を受け、被告会社に対し、平成二〇〇九年九月三〇日、返済期日を同年一〇月一六日、利息、遅延損害金の定めなしとする約定で、四〇万円を貸し渡していた。このため、原告Aは、被告会社に対し、貸金契約に基づき、貸金四〇万円の支払いも求めていた。また、原告Aは、被告会社のために、通勤定期代その他の経費合計一三二万円余を立て替えて支払っており、これら立替金全額の支払いを求めた。

5 これに対して、被告会社は、原告Aに対する役員報酬請求権は、株主総会の決議により定められなければ具体的に発生しないところ、そのような決議はされていないとした。被告会社は、原告Aに対し既に支払った役員報酬合計一三五万円は、承認がなく被告会社に返還されるべきものとして、原告Aに対し、被告会社の原告Aに対する既払の役員報酬返還請求権を自働債権とし、原告Aの被告会社に

対する役員報酬債権、貸金請求権及び立替金返還請求権を受働債権として、対当額にて相殺する旨の意思表示をおこなった。

6 これに対して、原告Aは、被告会社の原告Aに対する既払の役員報酬返還請求は、正義、衡平の観点及び信義則（禁反言）に違反しているし、原告Aの役員報酬につき仮に株主総会決議がなかったとしても、それに代わる株主の黙示の同意に基づいて支給されてきたものであるから、返還請求には理由がないとした。

判旨

「被告会社は原告Aに対し平成二〇〇九年三月から五月まで月額四五万円の報酬を支払ったこと、被告Dは自宅待機中であった原告Aに対し電子メールにて同原告の役員報酬の減額はない旨伝えていること、被告Eは原告Aの報酬額について異議を述べたことはなかったことが認められる。そうすると、原告Aの報酬額については、自宅待機中も含めて月額四五万円であり、この額であることにつき、株主総会の決議こそなかったものの、被告会社の発行済み株式総数のうち約七割を所有していた被告Eの（黙示の）同意があったと認めるのが相当である。…また、被告会社の相殺の抗弁については「…被告会社が原告Aに対し株主総会の決議を欠くことを理由として既払の報酬の返還を求めること（及びその返還請求権を自働債権とする相殺を主張すること）は信義則に反し許

されない。」として、原告の請求を容認した。

検討

被告会社は役員・従業員の実質四名で稼働する極小規模会社であつて、株主総会や取締役会が開催されず、被告会社の発行済み株式の約七割を保有するオーナーと代表取締役の協議によつて実質的に経営方針が決められており、報酬月額も四五万円であり、取締役の報酬としては決して高額とまではいえない金額であつたという特段の事情があることを踏まえるときは、例外として、株主総会の決議がなくとも、オーナーの黙示の同意があつたことをもつて被告会社の株主総会の決議があつたのと同様の扱いをしても、会社法三六一条一項の趣旨を没却しないとしたものである。株主総会と同視できる全株主の同意までは至らないが、オーナーの同意を事実的な黙示の同意があつた支給の認めている。役員が同時に従業員である極小型企業の実態を踏まえた例外的対応である。

判例7

報酬名目の収益の分配と株主決議

大阪高裁判決平成二一年三月一二日 平成二〇年(ネ)第一三二八号 役員報酬等請求控訴事件

事例の概要

1 被相続人の不動産を相続した相続人間において、相続財

産の分割を巡る分割協議が続く中、相続人らは、昭和四七年税務対策等のために不動産管理を目的とする本件株式会社(控訴人・被告)を設立し、株主となつていた。しかし、平成一六年に、株主総会を招集するまで、取締役会や株主総会は、開催されていなかった。

2 控訴人は、取締役である被控訴人会社から遠隔地に住み、被控訴人の経営に直接関与するものではなかった。

3 被控訴人は、遺産分割協議が未了のままの控訴人らの不動産等の一部の管理を引きうけていたが、会社法制上の手続を踏むことがなかった。事業の実情に照らすと、決算書上、地代や、役員報酬として計上されているものについても、その実質は、相続人に分配した分配金としての性質を有するものであった。

4 控訴人は被控訴人に取締役としての報酬の支払いを求めたが、被控訴人は、役員報酬については株主総会の決議がない、取締役としての職務を執行していないとして、控訴人の請求を拒否した。

判旨

「被控訴人の事業は、相続人による管理の委託に基づいて行われていたものであって、…その収益の分配を、取締役報酬として請求されたとしても、被控訴人においては、信義則上、株主総会の開催がないこと、あるいは、現に控訴人が取締役としての職務を執行していないことを理由に、…取締

役報酬とされた金銭についても、その実際上の性質は、被控訴人の管理する不動産の収益の分配であるとの性格を免れないものである。支払を拒むことはできないというべきである。」

検討

小規模閉鎖型の同族会社において、税金対策等から、同族人間で株式会社を設立し、同族が取締役等の役員および上級従業員に任用し、配当や費用について、報酬や給与に変えて支給することは少なくない。同族間に紛争が起ると、報酬の支払いを株主総会の決議を経ないことを理由として支払わない例も少なくない。これらの株式会社においては株主総会はもちろん取締役会すら開催していない現実があり、法定の手続きを踏んでいない以上、支給は違法となる。このような場合、株主総会、取締役会不開催という違法状況を作り出しているにも関わらず、これを奇貨として、報酬として支給しないことと認められないことは当然のことであるとしても、取締役の報酬支給に際して、本件のように特段の事情がある場合には株主総会の決議がない場合にも報酬請求権があるというべきであろう。

判例 8

最高裁判所第三小法廷判決 平成一七年二月一五日 平成一五年(受)第九九五号 損害賠償請求事件(オグリス株主

代表訴訟事) 最高裁判所裁判集民事二一六号三〇三頁

事案の概要

1 A会社は、各取締役の報酬は、定款上株主総会の決議をもって定めるものとされていたが、設立から平成一二年六月までの間、取締役等に対して、株主総会の決議を経ることなく取締役会の決議に基づき、報酬名目で合計五八五〇万円を支払った。

2 被告(原告)が、本件役員報酬が株主総会の決議に基づかず支払われたものであり、原告(被告)らは本件役員報酬相当額の損害を本件会社に賠償すべき義務を負っていると主張して、原告らに対し、連帯して本件会社へ上記損害の賠償をするよう求める株主代表訴訟を提起した。

3 本件訴訟提起後の平成一三年九月三日にA会社株主総会が開催され、株主全員が出席し、本件会社の設立時に遡って効力が生ずる条件付決議として、取締役の報酬総額を年額三〇〇万円以内として、その配分方法は取締役会に一任する旨の決議がされた。

4 原審は、上記事実関係の下において、下記の通り判断して、被告人の請求を全部認容した。(大阪高裁判決平成一五年二月二八日)

「本件決議は、本件役員報酬に係る取締役会の報酬支払決定に根拠を与え、本件訴訟における有効な攻撃防御方法

となることを意図して、本件訴訟を原告人らの勝訴に導くためにされたものであって、訴訟上の信義に著しく反する…。」

判旨

原審を破棄、自判

「…株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられるものということができるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるといふべきである。」

検討

会社法は、取締役の報酬について株主総会の決議を条件としており、決議がない以上支給し得ないとする。これは、もっぱら、取締役によるお手盛り防止にあるとされるものであるから、決議を経ない違法な支給であっても、事後に株主総会の了解を減れば適法なものとなる。小規模閉鎖会社の実情にあつては、従来から株主総会を開催せず報酬旨支給することが少なくなく、指摘を受けて、事後承認することも少なくない。

事後の株主総会において、決議により既に支払済みの本件役員報酬の支払を適法有効なものとするのが許される以

上、本件決議に本件訴訟を原告人らの勝訴に導く意図が認められるとしても、それだけでは原告人らにおいて本件決議の存在を主張することが訴訟上の信義に反すると解することはできないとする。したがって、本件役員報酬の支払は、本件決議がされたことよって適法なものとなるのであるから、会社が本件役員報酬相当額の損害を被っていることにもならない。この判例が示すように、多くの小規模閉鎖会社において、実際には株主総会の承認を受けず、取締役らの報酬を支給してきた現実があり、違法状況を認識しつつ、放置した上、指摘され、責任を追求される状況にいたって、これを回避したいがために総会の事後承認の形を取ることが肯定されれば、会社法の法令遵守は没却されることにもなりかねない。

十 まとめとして

株式会社法は、取締役に会社のガバナンスが適正に機能できるように職務に当たることを求めており、取締役には、これに応えるための適切な対価として報酬が支給されなければならない。しかし、小規模閉鎖会社における取締役の報酬支給の実態は、本来あるべき取締役のあり方とは異なる支給状況が少なからずある。

判例からは、報酬が本来の取締役の業務執行の対価としてのものであって相当ではないケースが見て取れる。一方的な取

締役への報酬不支給や減額といった状況があり、また、業務執行の対価とはいえない、取締役への報酬支給の名目を利用した金銭授受である。判例の動向は、報酬規制のあり方について、株式会社理念の下で、実態を踏まえて、適切な運用を求めているといえるであろう。

会社法は、取締役への報酬支給について、株主総会において決定することを求めているが、小規模閉鎖会社の現状は、この株主総会が適切に機能していない。本来あるべき取締役の機能を適正化する意味からも、株主総会と報酬規制のあり方についての再検討が必要である。

（ふじむら・ともき 東洋大学大学院法務研究科教授）